

JA北海道厚生連 帯広厚生病院「とがち野」の利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、当院絵画等展示スペース「ギャラリーとがち野」（以下「とがち野」という）の利用及び管理について必要な事項を定める。

（設置）

第2条 「とがち野」は、利用者の癒しの空間として院内受診及び療養環境の向上に寄与するとともに、管内在住の作家や団体を中心とした作品発表の場として地域に貢献することを目的に設置する。

（利用対象者）

第3条 「とがち野」は前条の設置の目的に反しないと認めた個人及び団体が利用できる。

（展示可能なもの）

第4条 「とがち野」で展示できる作品は、ピクチャーレールにより展示可能な作品に限る。

（申込）

第5条 「とがち野」の利用を希望するものは、総務課に利用申請書を提出する。

（利用の制限）

第6条 申込書が次の各号に該当する場合は、利用の承認をしないことができる。また使用途中であっても停止することができる。

- 1 政治活動、宗教活動に関わるもの
- 2 売名行為（個人名、所属団体等を規程の大きさより大きく掲示する。）
- 3 営業行為（販売・販売の予約受付等）
- 4 壁面への展示が不可能なもの
- 5 その他第2条の設置の目的に反すると認めた場合

（使用期間）

第7条 「とがち野」の使用期間は、同一個人・団体の1回につき3週間とする。

（使用料）

第8条 「とがち野」の利用料は、無料とする。

（その他）

第9条 その他本規程にない事項については、都度院長が定める。

附則 この規程は、令和元年6月1日から施行する

■ 「ぎやらりーとかち野」設置場所



■ 設置イメージ図

